

---

# 武力攻撃事態等初動対応マニュアル 避難実施要領

---

平成19 年3月

龍ヶ崎市

## 目次【武力攻撃事態 初動対応マニュアル】

I	総則	3
1	目的	3
2	マニュアルの位置付け	3
3	用語の定義	3
4	武力攻撃事態の想定	5
5	情報収集体制の整備	5
II	対応フロー	6
III	市の運営体制，動員計画	7
1	初動時情報連絡体制	7
2	初動体制から国民保護対策本部への移行	8
	(1) 初動体制の立ち上げ，市国民保護対策本部への移行	8
	(2) 災害対策本部からの移行	8
3	市職員の参集	9
	(1) 市職員の参集基準	9
	(2) 市職員への連絡手段の確保	9
	(3) 市幹部職員等の参集が困難な場合の対応	9
	(4) 市対策本部及び事務局における機能，業務	10
IV	警報及び避難の指示の通知等	13
1	警報の通知，伝達	13
	(1) 受信	13
	(2) 通知，伝達	13
	(3) 広報	14
2	避難措置の指示の通知，避難の指示	14
	(1) 避難措置の指示	14
	(2) 避難の指示決定	15
	(3) 市民に対する避難の指示	15
	(4) 避難先に対する通知，伝達	15
	(5) 退避の指示	16
	(6) 警戒区域の設定	16
	(7) 応急公用負担	16
V	関係機関の連携と主な役割	17

## 目次【緊急対処事態 初動対応マニュアル】

I 総則	21
1 目的	21
2 マニュアルの位置付け	21
3 用語の定義	21
4 緊急対処事態の想定	23
5 関係機関との連携と主な役割	24
6 情報収集体制の整備	24
II 対応フロー	25
III 市の運営体制，動員計画	26
1 初動時情報連絡体制	26
2 初動体制の概要	27
(1) 初動体制の立ち上げ，市国民保護対策本部への移行	27
(2) 災害対策本部からの移行	27
3 市職員の参集	28
(1) 市職員の参集基準	28
(2) 市職員への連絡手段の確保	28
(3) 市幹部職員等の参集が困難な場合の対応	28
(4) 市対策本部及び事務局における機能，業務	29
IV 警報及び避難の指示の通知等	32
1 警報の通知，伝達	32
(1) 受信	32
(2) 通知，伝達	32
(3) 広報	33
2 避難措置の指示の通知，避難の指示	33
(1) 避難措置の指示	33
(2) 避難の指示決定	34
(3) 市民に対する避難の指示	34
(4) 避難先に対する通知，伝達	34
(5) 退避の指示	35
(6) 警戒区域の設定	35
(7) 応急公用負担	35
V 使用物質別現地連携対応	36
1 放射性物質が使用された場合	36
(1) 対象とする事態	36
(2) 事案発生原因が不明時の対応上の留意点	36

(3) 市の主な役割分担 .....	36
(4) 現地調整所での連絡調整 .....	36
2 生物剤が使用された場合 .....	36
(1) 対象とする事態 .....	36
(2) 事案発生原因が不明時の対応上の留意点 .....	36
(3) 市の主な役割分担 .....	36
(4) 現地調整所での連絡調整 .....	37
3 化学剤が使用された場合 .....	37
(1) 対象とする事態 .....	37
(2) 事案発生原因が不明時の対応上の留意点 .....	37
(3) 市の主な役割分担 .....	37
(4) 現地調整所での連絡調整 .....	37
4 大規模集客施設等に対する攻撃の場合 .....	37

## 目次【避難実施要領】

I 総則	43
1 目的	43
2 用語の定義	43
II 各種事態に対応する避難実施要領モデル	45
1 市において想定される攻撃	45
2 想定される攻撃の種類等	45
3 基本例	46
III 緊急対処事態における避難	48
1 比較的時間に余裕がある場合	48
(1) 避難措置の指示	48
(2) 避難の指示決定	48
(3) 市民に対する避難の指示	49
(4) 避難の指示の例	49
(5) 避難実施要領の例	50
2 突発的な攻撃の場合	54
3 化学剤を用いた攻撃の場合	56
4 大規模集客施設等に対する攻撃の場合	59
IV 武力攻撃事態の類型に応じた避難	60
1 弾道ミサイルによる攻撃の場合	60
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	62
3 着上陸侵攻の場合	62
4 航空攻撃の場合	63

## 目次【武力攻撃事態及び緊急対処事態 市民避難誘導マニュアル】

I	総則	67
1	目的	67
2	マニュアルの位置付け	67
3	用語の定義	67
4	避難における市及び関係機関等の役割	69
II	組織連携のイメージ	71
III	事態対応フロー	72
IV	事態発生時における避難及び対処のフロー	73
V	事態と避難実施要領の比較	74

# 武力攻撃事態 初動対応マニュアル





# I 総則

## 1 目的

本マニュアルは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な市の初動対応に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめることを目的として定めたものである。

## 2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「龍ヶ崎市国民保護計画」（以下「計画」という。）の「第2編 平素からの備えと対処」における対処マニュアルとして活用するものである。

なお、本マニュアルは、国民保護対策本部が本格的な活動期に入るまでの初動時期に重点をおき、当該本部の本格的な活動期以降については、避難実施要領などによるものとする。

## 3 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

用語	定義
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
放射性物質	核燃料物質，放射性同位元素など
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌，真菌，動植物が作り出す毒素で，天然痘，炭疽，ペスト，ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で，サリン，マスタード類，ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。）</li> <li>・爆発物として機能するように作られていなくても，内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの</li> </ul>
指定行政機関	国の中央行政機関のうち，武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第 1 条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）」を示す。
市民	龍ヶ崎市に居住又は通勤，通学する人，商用，外国人，観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また，何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び龍ヶ崎消防署の署員並びに龍ヶ崎市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び竜ヶ崎警察署の署員を示す。
災害時要援護者	高齢者や障がい者等自ら避難が困難な人を示す。

## 4 武力攻撃事態の想定

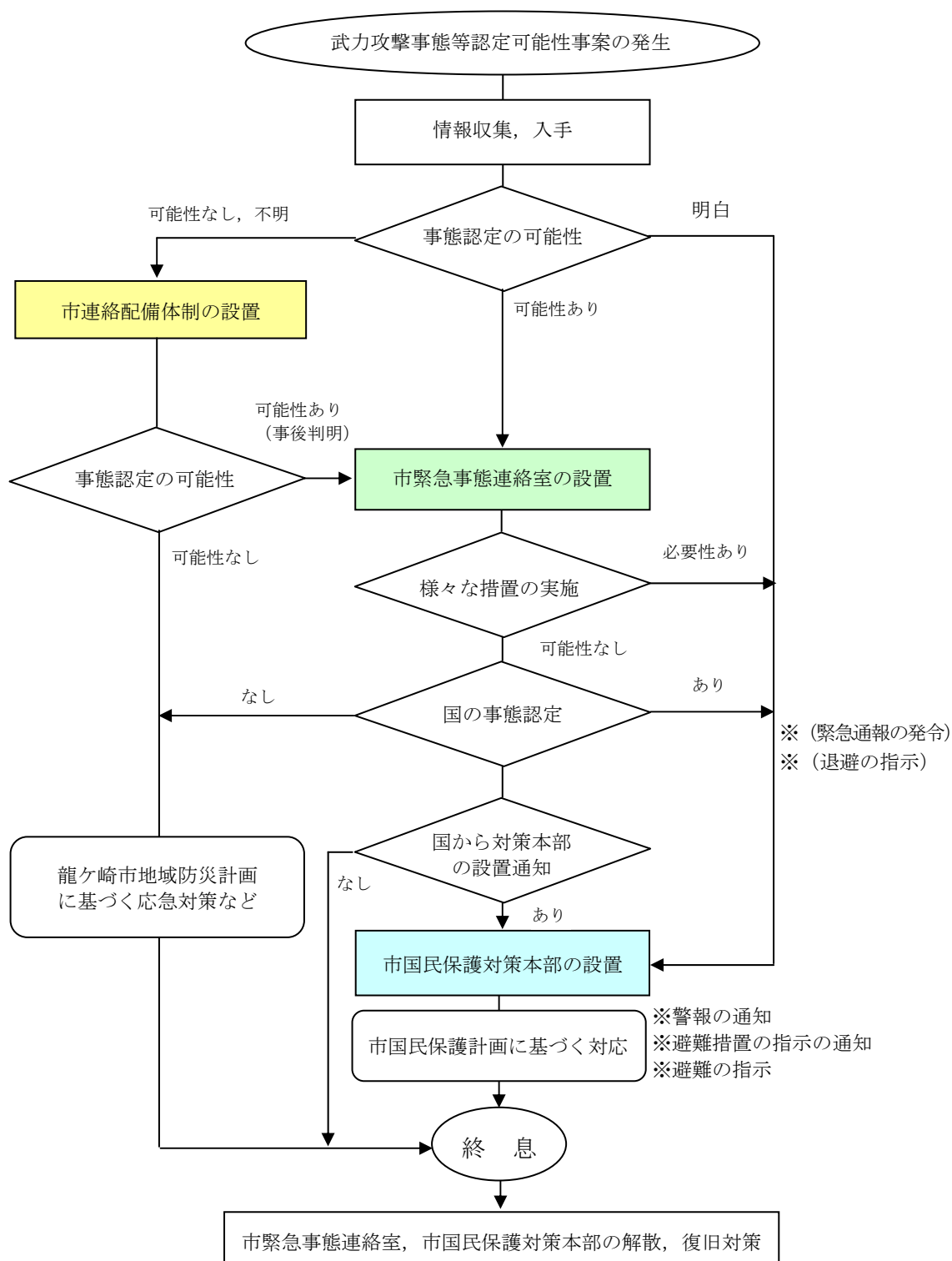
類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測、察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関等が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

## 5 情報収集体制の整備

市は、消防、警察等の関係機関等との連絡体制を踏まえ、武力攻撃事態等の発生に備えた連絡体制の点検、充実を図るものとする。

## II 対応フロー

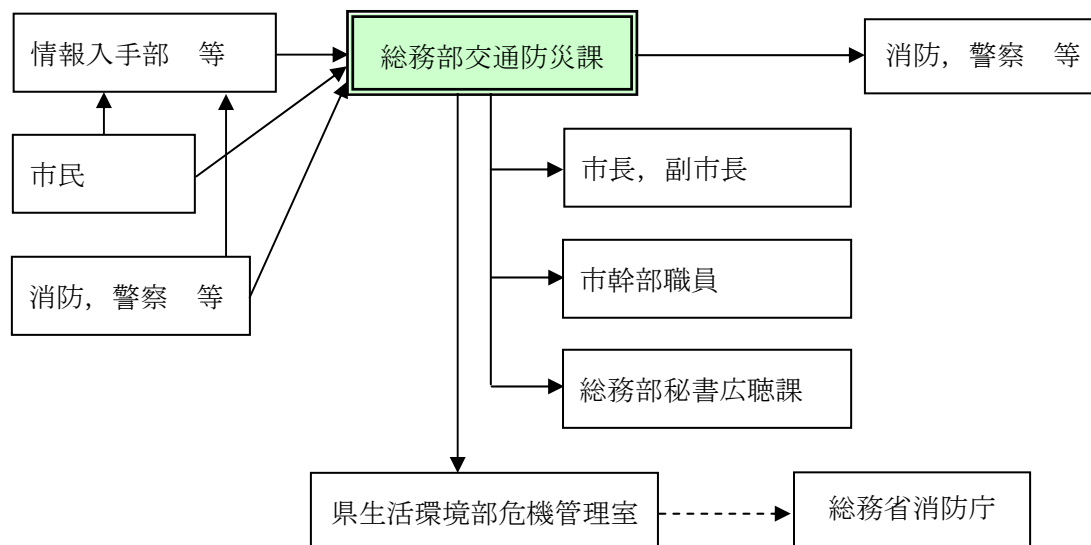
武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「事案」という。）に対する対応の流れは、おおむね次のフローのとおりであり、武力攻撃事態等の認定可能性が不明の場合には、「龍ヶ崎市地域防災計画（特殊災害対策編）」などに基づく速やかな対応も視野に入れておくものとする。



### Ⅲ 市の運営体制，動員計画

#### 1 初動時情報連絡体制

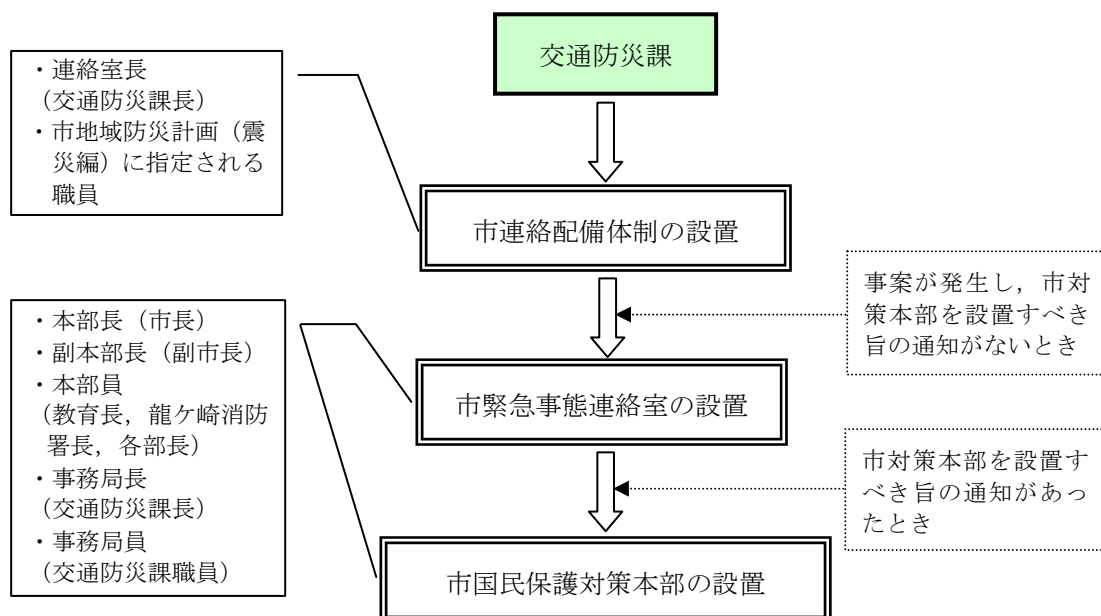
各部等は，県，消防，警察などからの連絡及び市民からの情報により，緊急対処事態認定可能性事案（以下「事案」という。）の発生を把握した場合には，次のとおり報告や連絡を行う。



## 2 初動体制から国民保護対策本部への移行

### (1) 初動体制の立ち上げ、市国民保護対策本部への移行

交通防災課は、事案に関する情報を入手した場合には、速やかに、交通防災課に「緊急事態連絡室」を設置し、次の体制判断基準に基づき速やかに初動体制をとる。



#### 【体制判断基準】

体制区分	国の事態認定前	国の事態認定後		参集人員
		対策本部通知なし	対策本部通知あり	
① 市連絡配備体制	情報収集等初動対応			全職員の1/5
② 市緊急事態連絡室体制	発生した事案に対し、所要の対処措置	発生した事案に対し、所要の対処措置		全職員の1/2
③ 市国民保護対策本部体制		全庁対応		全職員

- ・市連絡配備体制は、交通防災課長が設置する。
- ・市緊急事態連絡室は、市長が設置する。
- ・市国民保護対策本部は、県を通じて通知される内閣総理大臣の指定に基づき市長が設置する。

### (2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部等を設置した場合又は武力攻撃事態認定の可能性があるとして緊急事態連絡室を設置した場合において、その後、国が事態認定を行い、緊急処理事態

対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部又は緊急事態連絡室を廃止する。

### 3 市職員の参集

#### (1) 市職員の参集基準

市職員の参集基準は、次のとおりである。

##### 【職員参集基準】

体制	参集基準	参集人員
① 市連絡配備体制 ＜警戒体制，動員体制第1＞	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長</li> <li>・市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第1に定める配備人員（全職員の1/5）</li> </ul>
② 市緊急事態連絡室体制 ＜動員体制第2＞	市内において大規模なテロや武力攻撃事態等の認定につながる事案が発生し、所要の対処措置で、実施する必要があるときで、かつ、市国民保護対策本部の設置について県から通知がないとき。	市連絡配備体制に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態連絡室構成員（市長，副市長，教育長，龍ヶ崎消防署長，各部長）</li> <li>・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員。市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第2に定める配備人員（全職員の1/2）</li> </ul>
③ 市国民保護対策本部体制 （緊急対処事態対策本部体制） ＜動員体制第3＞	市国民保護対策本部の設置について県から通知があったとき又は市長がその必要性があると判断したとき。	市緊急事態連絡室に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態連絡室構成員（市長，副市長，教育長，龍ヶ崎消防署長，各部長）</li> <li>・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員。市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第3に定める配備人員（全職員）</li> </ul>

#### (2) 市職員への連絡手段の確保

市幹部職員及び国民保護担当職員は、常時参集時の連絡手段として、携帯電話、電話、メール等による連絡手段を確保する。

#### (3) 市幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市幹部職員及び国民保護担当職員が、交通手段の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長，市対策副本部長の代替職員の順位】

役職名 (対象者)	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長 (市長)	副市長	総務部長	交通防災課長
市対策副本部長 (副市長)	総務部長	交通防災課長	交通防災課 課長補佐

(4) 市対策本部及び事務局における機能，業務

市対策本部及び事務局における機能やその業務は以下のとおりである。

【市国民対策本部事務局の機能】

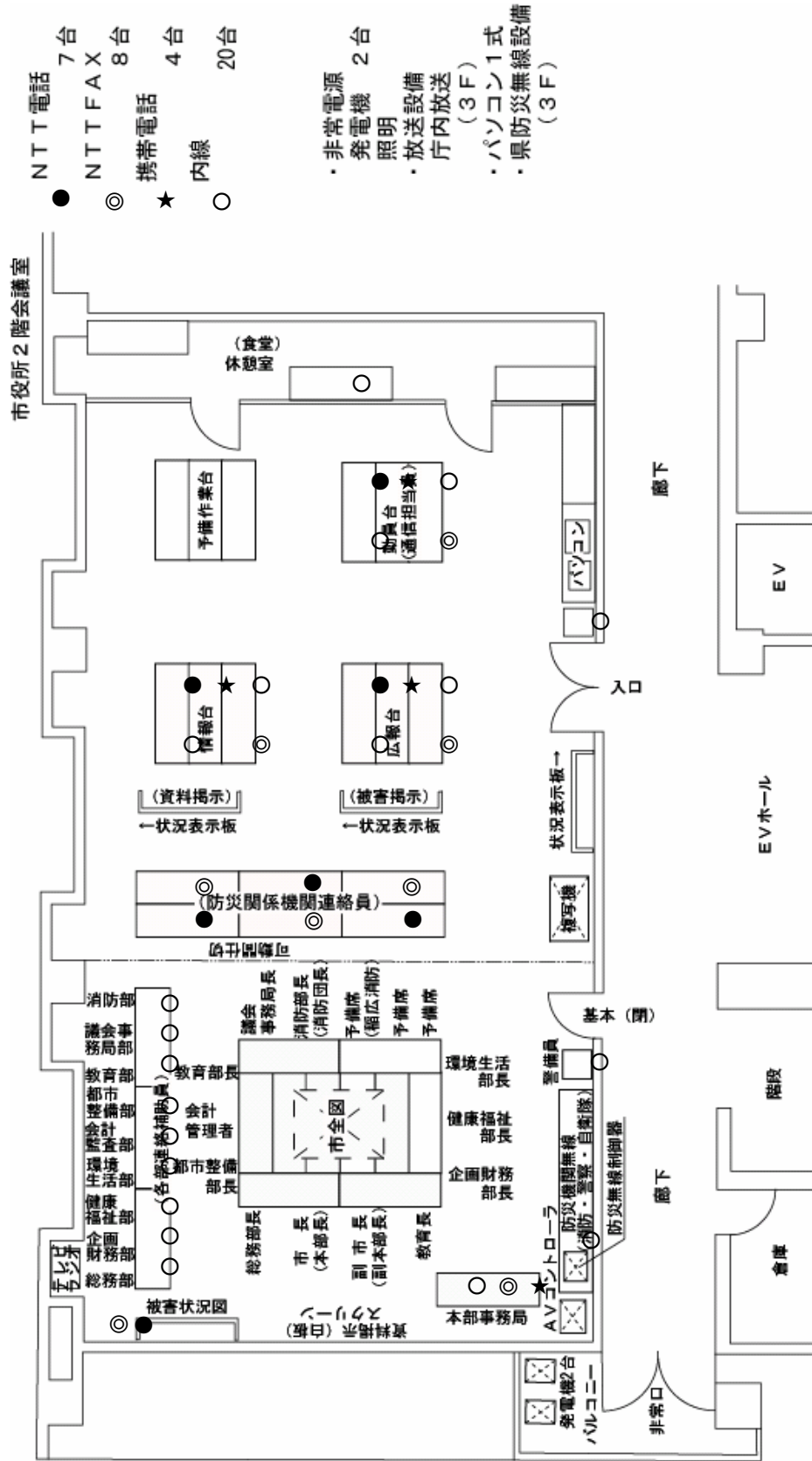
区分	機能
事務局長	・事務局の事務を統括し，所属職員を指揮監督する。
事務局員	・事務局長を補佐し，事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは，その職務を代理する。
統括班	・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め，県への消防応援の要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請，自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	・以下の情報に関する国，県，他の市町村等関係機関からの情報収集，整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況及び実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線及び通信機器の確保
広報班	・被災状況及び市対策本部における活動内容の公表，報道機関との連絡調整，記者会見等の対外的な広報活動
庶務班	・市対策本部員及び市対策本部職員のローテーション管理



【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】

部等名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること。</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること。</li> <li>・安否情報の収集に関すること。</li> <li>・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。</li> <li>・被災者情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>・市民の保護のための広報，広聴に関すること。</li> </ul>
企画財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の保護のための措置の実施に係る予算に関すること。</li> <li>・被災者に対する市税の減免等に関すること。</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・高齢者，障がい者等特に配慮を要する市民の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li> </ul>
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に滞在する外国人や観光客などに対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。</li> <li>・廃棄物処理に関すること。</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に関すること。</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務の処理に関すること。</li> </ul>

【対策本部室（市庁舎2階大会議室）】



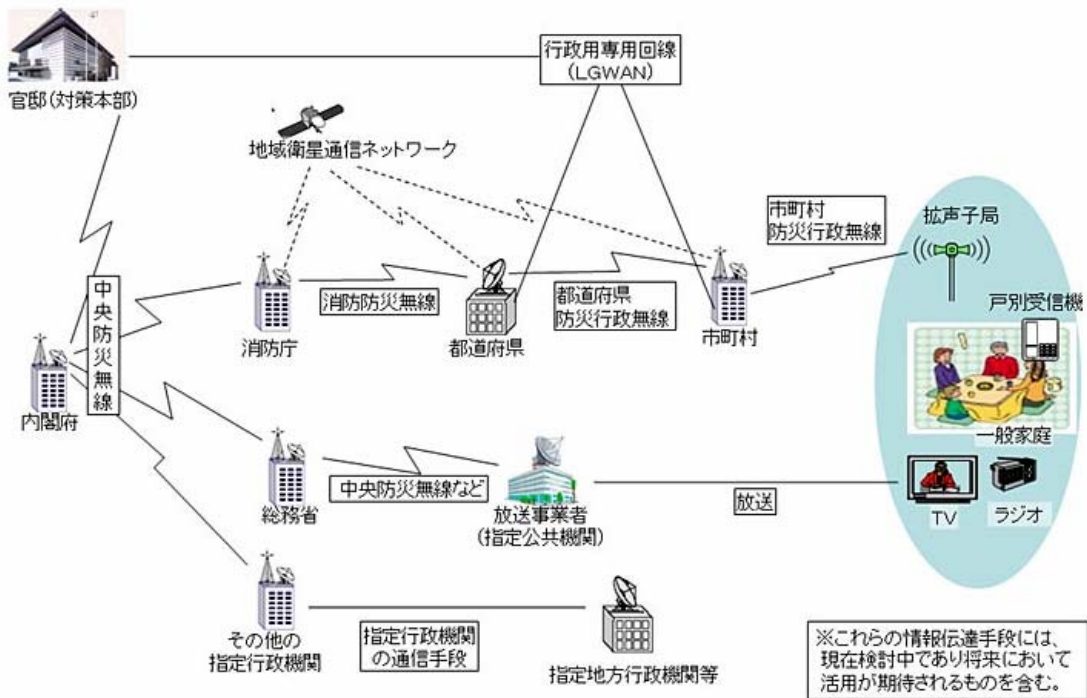
## IV 警報及び避難の指示の通知等

### 1 警報の通知，伝達

#### (1) 受信

武力攻撃事態等と認定された場合，消防庁から県を通じて警報の通知がある。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための国からの主な情報伝達手段のイメージ】



内閣官房「国民保護ポータルサイト」より

<内 容>

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ 市民等に周知させるべき事項

#### (2) 通知，伝達

県より警報の内容の通知を受けた場合，市民に対し直ちに次の要領で行う。

- ① 市が「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合は，以下とする。

- ・ 同報系防災行政無線により，国が定めたサイレンを最大音量で鳴らす。
- ・ その後，武力攻撃事態等に置いて警報が発令された事実等を周知する。

- ② 市が「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれていない場合は，以下とする。

- ・同報系防災行政無線により、国が定めたサイレンは、市長が特に必要と認める以外は使用しない。
- ・同報系防災行政無線や市ホームページなどの手段により周知を図る。

なお、各部等は、次に示す関係機関等に、電話、ファックス、電子メール、同報系防災行政無線、広報車などあらゆる手段を使用し通知する。また、通知の確認を行うものとする。

- ① 庁舎内、市出張所、執行機関等（庁内一斉放送）
- ② 消防団（総務部）
- ③ 自主防災組織、行政区、自治会（総務部）
- ④ 大学、関係機関（企画財務部）
- ⑤ 社会福祉協議会、保育所、病院、医師会等（健康福祉部）
- ⑥ 農業協同組合、農業公社、商工会（環境生活部）
- ⑦ 建設業組合等（都市整備部）
- ⑧ 銀行、信用金庫（会計課）
- ⑨ 幼稚園、学校、文化振興事業団（教育委員会）
- ⑩ 議会、議員（市議会事務局）
- ⑪ 監査委員（監査委員事務局）
- ⑫ 農業委員会委員（農業委員会事務局）

### （3）広報

広報班は、市ホームページ、同報系防災行政無線、広報車などあらゆる手段を使用し、市民に周知する。

以下の点について注意しながら呼びかける。

- ① 対外広報を行う際には、不確実な情報にまどわされず落ち着いて行動するように呼びかける。
- ② 外国人への周知のため、広報はやさしい日本語及び複数の外国語で行う。

## 2 避難措置の指示の通知、避難の指示

### （1）避難措置の指示

武力攻撃事態と認定された場合、県を通じ消防庁から以下の指示がある。

<内容>

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域、避難経路地域）
- ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要

この場合、市が要避難地域などの指定の有無により以下のように対応が異なる。

- ① 要避難地域があり、かつ、避難先地域がある場合

- ・市が要避難地域の場合、市民に対する避難の指示を行う。

・市が要避難地域以外の場合は、避難施設の開設や救援の準備等、避難市民の受入れのための措置の準備を行う。

② 要避難地域もなく、避難先地域もない場合

・警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関等に伝達する。

**(2) 避難の指示決定**

市は、避難措置が必要と県が判断したとき、次の内容の指示を受け市民に周知する。

- ① 主要な避難の経路
- ② 避難のための交通手段、避難の方法
- ③ 避難先地域における避難施設

決定するにあたって、県は、市、消防、警察と協議し、避難市民の避難場所、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を決定する。

この決定には、以下の事項の確認が重要となる。この際、市においては、関係資料をできる限り日常から用意しておくものとする。

- ① 要避難地域に該当する地域ごとの避難市民数の把握
- ② 避難のための運送手段の調整
- ③ 主要な避難経路や交通規制の調整
- ④ 区域内外の避難施設の状況の確認
- ⑤ 国による支援の確認
- ⑥ 県との役割分担の確認
- ⑦ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

**(3) 市民に対する避難の指示**

県の避難指示の内容は、以下のとおりとなる。

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域。市民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段、避難の方法
- ⑥ 避難先地域における避難施設

**(4) 避難先に対する通知、伝達**

市は、市民の避難に際し、避難先となる機関に対しあらゆる手段を用いて連絡するものとする。

- ① 避難先地域を管轄する市町村長，消防（受信確認をする。）
- ② 放送事業者である指定地方公共機関
- ③ その他の指定地方公共機関
- ④ その他の市町村
- ⑤ 県の関係機関等
- ⑥ 関係する指定公共機関
- ⑦ その他の関係機関

#### （５）退避の指示

基本的に市民の退避の指示は市及び消防が行うこととなるが，市，消防が直接攻撃を受け機能していない場合などで緊急の必要があると認めるときは県がかわって指示を行うことができる。

また，警察も，市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは，必要と認める地域の市民に対し，退避の指示をすることができる。

退避の指示については，県の指示に基づき次の措置を行う。

- ① 退避の指示の市民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし，退避の必要がなくなったときは，広報車，立看板等市民が十分に把握できる方法でその旨を公表
- ② 退避の指示をした場合は，退避を要する地域を管轄する市長，その他関係機関に速やかに通知

#### （６）警戒区域の設定

基本的に警戒区域の設定は市及び消防が行うこととなるが，市，消防が直接攻撃を受け機能していない場合などで緊急の必要があると認めるときは県がかわって立入りの制限，禁止又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

また，警察も，市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは，必要と認める地域の市民に対し，退避の指示をすることができる。

退避の指示については，県の指示に基づき次の措置を行う。

- ① ロープ，標示板等で区域を明示
- ② 設定時，変更，解除時は，広報車等を活用し，市民に広報，周知
- ③ 警戒区域内に，市職員を配置し，車両及び市民が立ち入らないように必要な措置

#### （７）応急公用負担

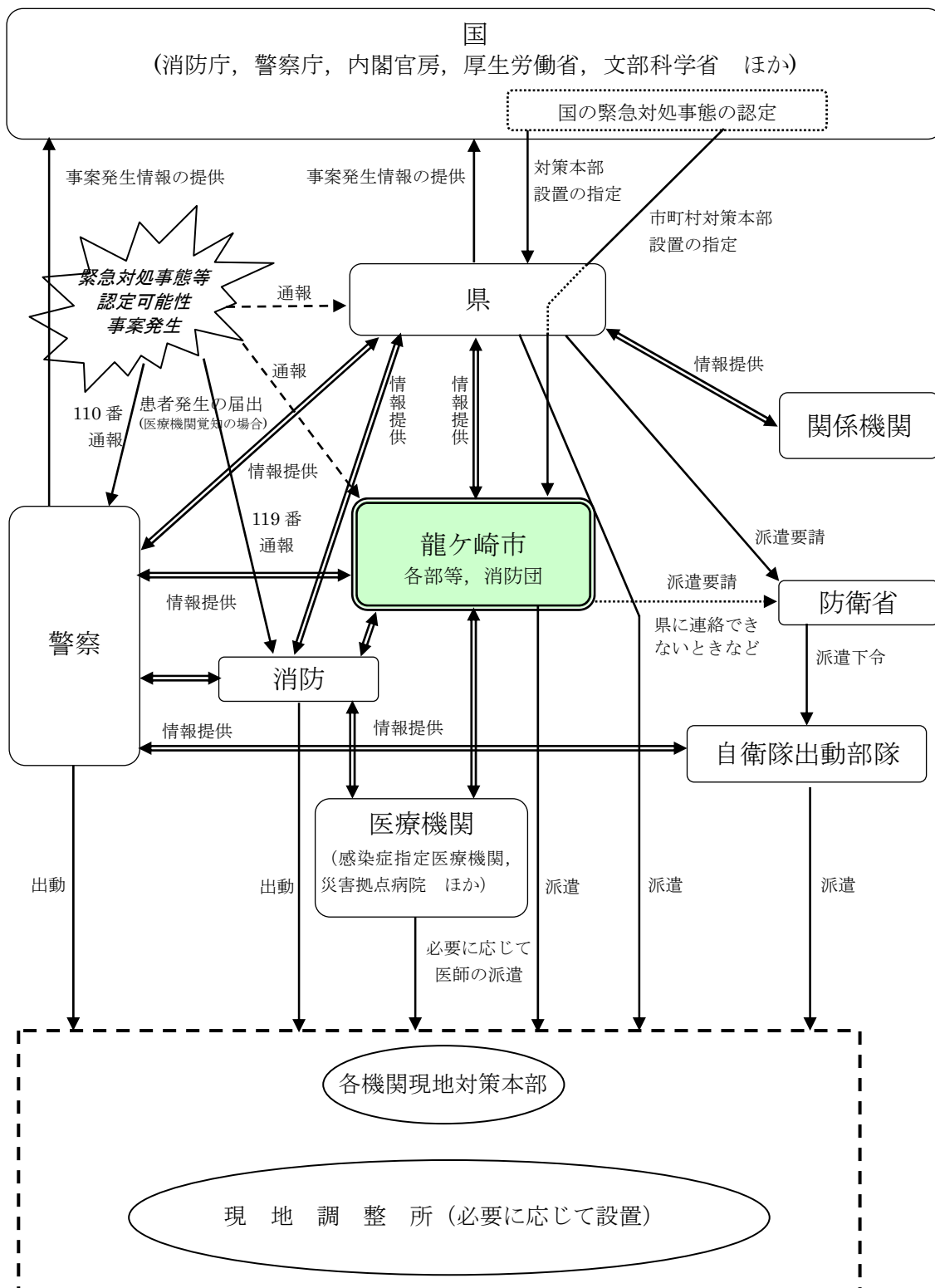
災害対処のため緊急の必要がある場合には，法第113条第1項及び第5項により市長は他人の土地建物などを一時使用，土石，材木等の収用などの措置ができる。

ただし，損失発生時には損失補償を行わなければならない。

## V 関係機関の連携と主な役割

武力攻撃事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、計画第2編第1章第2の「関係機関との連携体制の整備」を基本とするが、武力攻撃事態等において特に初動対応で重要となるのは、緊急対処事態同様、市、県、消防、警察等の現地対処機関との連携である。

### 組織連携のイメージ





# 緊急対応事態 初動対応マニュアル



# I 総則

## 1 目的

本マニュアルは、緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を的確かつ迅速に実施するために必要な市の初動対応に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめることを目的として定めたものである。

## 2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「龍ヶ崎市国民保護計画」（以下「計画」という。）「第3編 緊急対処事態への備えと対処」における平素からの備えとしての対処マニュアルとして活用するものである。

なお、本マニュアルは、緊急対処事態対策本部が本格的な活動期に入るまでの初動時期に重点をおき、当該本部の本格的な活動期以降については、避難実施要領などによるものとする。

## 3 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

用語	定義
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
放射性物質	核燃料物質，放射性同位元素など
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌，真菌，動植物が作り出す毒素で，天然痘，炭疽，ペスト，ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で，サリン，マスタード類，ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。）</li> <li>・爆発物として機能するように作られていなくても，内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの</li> </ul>
指定行政機関	国の中央行政機関のうち，武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第 1 条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）」を示す。
市民	龍ヶ崎市に居住又は通勤，通学する人，商用，外国人，観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また，何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び龍ヶ崎消防署の署員並びに龍ヶ崎市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び竜ヶ崎警察署の署員を示す。
災害時要援護者	高齢者や障がい者等自ら避難が困難な人を示す。

#### 4 緊急対処事態の想定

	分類	事態例	被害概要	
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺市民が被ばく</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した市民が被ばくする。</li> </ul>	
		石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生</li> </ul>	
		危険物積載船が攻撃を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸市民への被害が発生するとともに、港湾及び航路がふさがれ、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生</li> </ul>	
		ダムへの破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流に及ぼす被害は多大</li> </ul>	
	多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大</li> </ul>	
		列車等の爆破		
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱や炎による被害等</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が影響を受けると、後に、ガン発症の可能性有</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>	
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様</li> <li>・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と同様</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様</li> </ul>	
		破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有</li> </ul>
			弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発，火災等の発生により市民に被害が発生</li> <li>・建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が発生</li> </ul>

## 5 関係機関との連携と主な役割

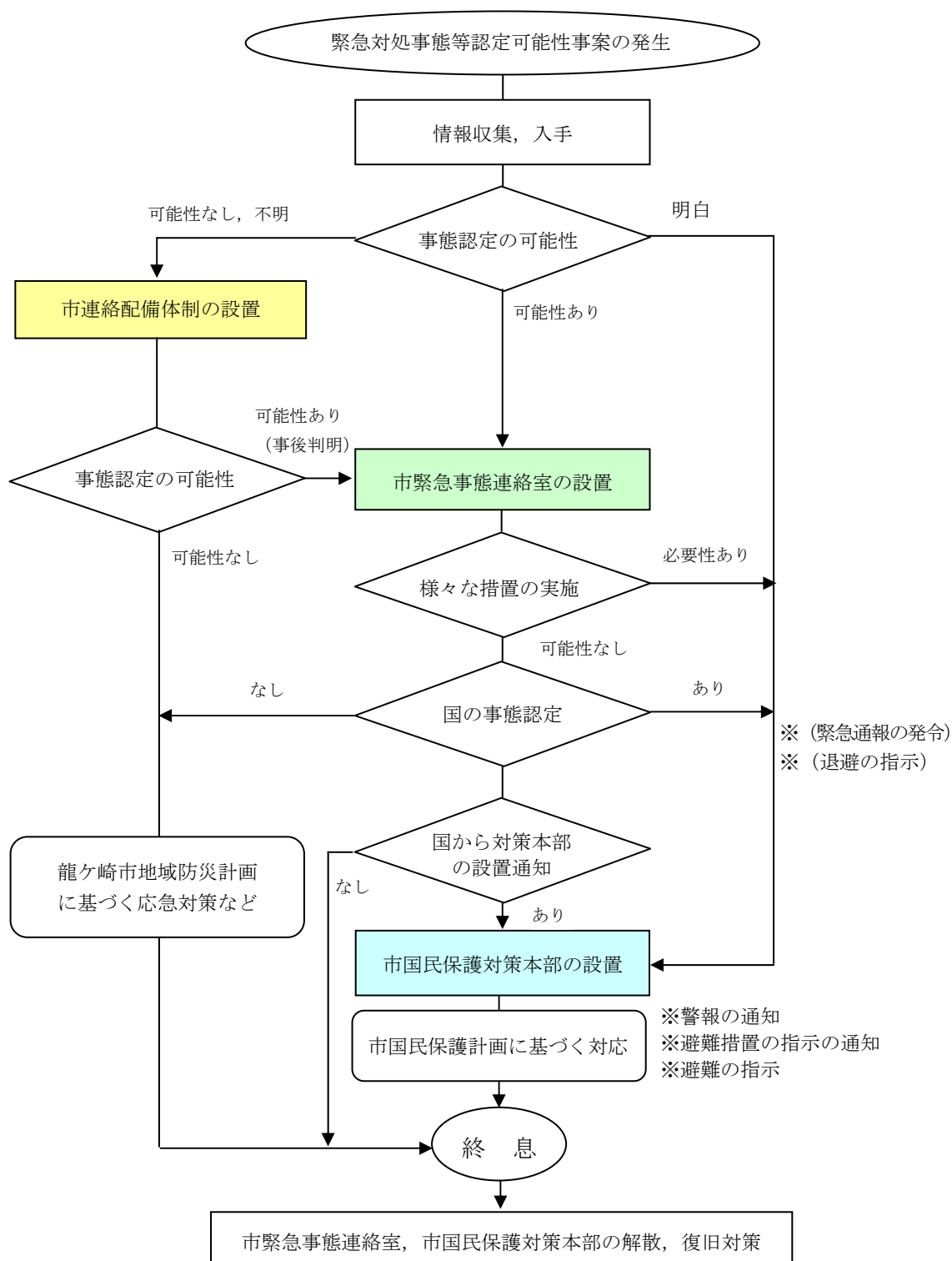
武力攻撃事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、計画第2編第1章第2の「関係機関との連携体制の整備」を基本とするが、緊急対処事態において特に初動対応で重要となるのは、武力攻撃事態等同様、市、県、消防、警察等の現地対処機関との連携である。

## 6 情報収集体制の整備

市は、消防、警察の関係機関等との連絡体制を踏まえ、緊急対処事態において、放射性物質、生物剤、化学剤が用いられた場合は、原因物質の特定、分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、市民の避難、医療措置、除染、防疫、無害化等に関する措置を的確に行うため、県をはじめ関係機関等との連絡体制の点検、充実に努めるものとする。

## II 対応フロー

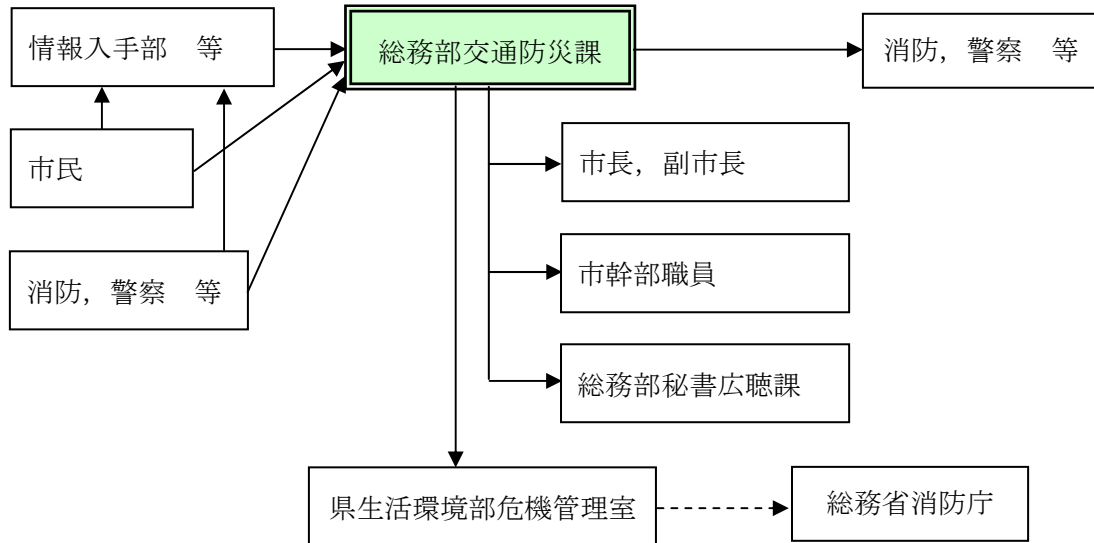
緊急処理事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「事案」という。）に対する対応の流れは、おおむね次のフローのとおりであり、武力攻撃事態等の認定可能性が不明の場合には、「龍ヶ崎市地域防災計画（特殊災害対策編）」などに基づく速やかな対応も視野に入れておくものとする。



### Ⅲ 市の運営体制，動員計画

#### 1 初動時情報連絡体制

各部等は，県，消防，警察などからの連絡及び市民からの情報により，緊急対処事態認定可能性事案（以下「事案」という。）の発生を把握した場合には，次のとおり報告や連絡を行う。

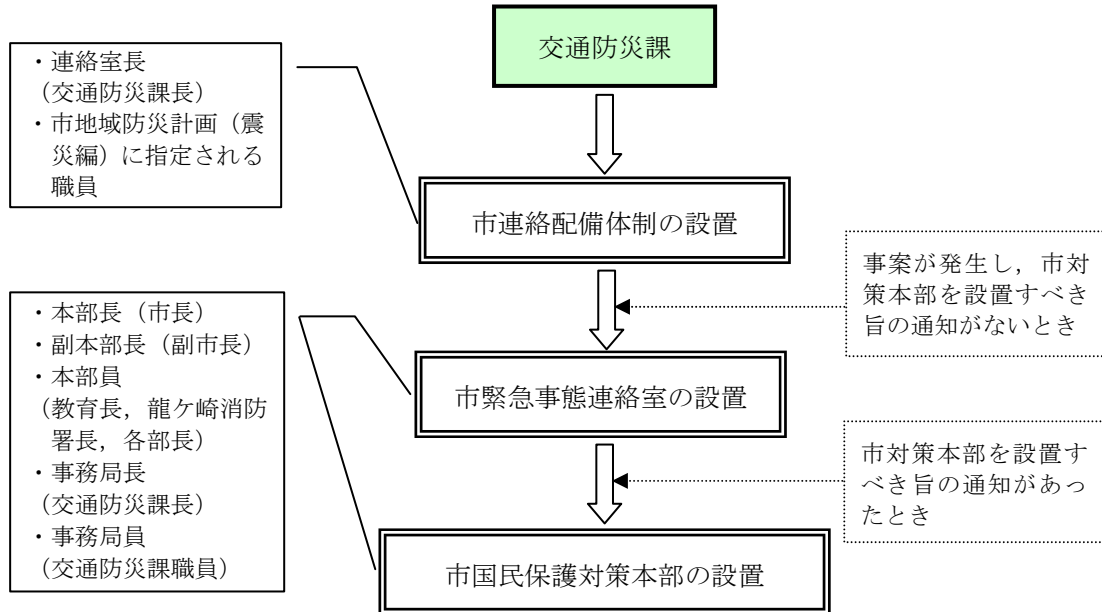




## 2 初動体制の概要

### (1) 初動体制の立ち上げ、市国民保護対策本部への移行

交通防災課は、事案に関する情報を入手した場合には、速やかに、交通防災課に「緊急事態連絡室」を設置し、次の体制判断基準に基づき速やかに初動体制をとる。



#### 【体制判断基準】

体制区分	国の事態認定前	国の事態認定後		参集人員
		対策本部通知なし	対策本部通知あり	
① 市連絡配備体制	情報収集等初動対応			全職員の1/5
② 市緊急事態連絡室体制	発生した事案に対し、所要の対処措置	発生した事案に対し、所要の対処措置		全職員の1/2
③ 市国民保護対策本部体制		全庁対応		全職員

- ・市連絡配備体制は、交通防災課長が設置する。
- ・市緊急事態連絡室は、市長が設置する。
- ・市国民保護対策本部は、県を通じて通知される内閣総理大臣の指定に基づき市長が設置する。

### (2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部等を設置した場合又は緊急処理事態認定の可能性があるとして緊急事態連絡室を設置した場合において、その後、国が事態認定を行い、緊急処理事態

対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部又は緊急事態連絡室を廃止する。

### 3 市職員の参集

#### (1) 市職員の参集基準

市職員の参集基準は、次のとおりである。

##### 【職員参集基準】

体制	参集基準	参集人員
① 市連絡配備体制 ＜警戒体制，動員体制第1＞	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長</li> <li>・市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第1に定める配備人員（全職員の1/5）</li> </ul>
② 市緊急事態連絡室体制 ＜動員体制第2＞	市内において大規模なテロや武力攻撃事態等の認定につながる事案が発生し、所要の対処措置で、実施する必要があるときで、かつ、市国民保護対策本部の設置について県から通知がないとき。	市連絡配備体制に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態連絡室構成員（市長，副市長，教育長，龍ヶ崎消防署長，各部長）</li> <li>・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員。市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第2に定める配備人員（全職員の1/2）</li> </ul>
③ 市国民保護対策本部体制 （緊急対処事態対策本部体制） ＜動員体制第3＞	市国民保護対策本部の設置について県から通知があったとき又は市長がその必要性があると判断したとき。	市緊急事態連絡室に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態連絡室構成員（市長，副市長，教育長，龍ヶ崎消防署長，各部長）</li> <li>・発生した事態に対して的確かつ迅速な国民保護措置が行える人員。市地域防災計画（震災編）に定める動員配備体制の基準の警戒体制</li> <li>・動員体制第3に定める配備人員（全職員）</li> </ul>

#### (2) 市職員への連絡手段の確保

市幹部職員及び国民保護担当職員は、常時参集時の連絡手段として、携帯電話、電話、メール等による連絡手段を確保する。

#### (3) 市幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市幹部職員及び国民保護担当職員が、交通手段の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長，市対策副本部長の代替職員の順位】

役職名 (対象者)	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長 (市長)	副市長	総務部長	交通防災課長
市対策副本部長 (副市長)	総務部長	交通防災課長	交通防災課 課長補佐

(4) 市対策本部及び事務局における機能，業務

市対策本部及び事務局における機能やその業務は以下のとおりである。

【市国民対策本部事務局の機能】

区分	機能
事務局長	・事務局の事務を統括し，所属職員を指揮監督する。
事務局員	・事務局長を補佐し，事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは，その職務を代理する。
統括班	・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め，県への消防応援の要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請，自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	・以下の情報に関する国，県，他の市町村等関係機関からの情報収集，整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況及び実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線及び通信機器の確保
広報班	・被災状況及び市対策本部における活動内容の公表，報道機関との連絡調整，記者会見等の対外的な広報活動
庶務班	・市対策本部員及び市対策本部職員のローテーション管理

【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】

部等名	武力攻撃事態等における業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>・避難実施要領の策定に関すること。</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること。</li> <li>・安否情報の収集に関すること。</li> <li>・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。</li> <li>・被災者情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>・市民の保護のための広報，広聴に関すること。</li> </ul>
企画財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の保護のための措置の実施に係る予算に関すること。</li> <li>・被災者に対する市税の減免等に関すること。</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・高齢者，障がい者等特に配慮を要する市民の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li> </ul>
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に滞在する外国人や観光客などに対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。</li> <li>・廃棄物処理に関すること。</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に関すること。</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務の処理に関すること。</li> </ul>



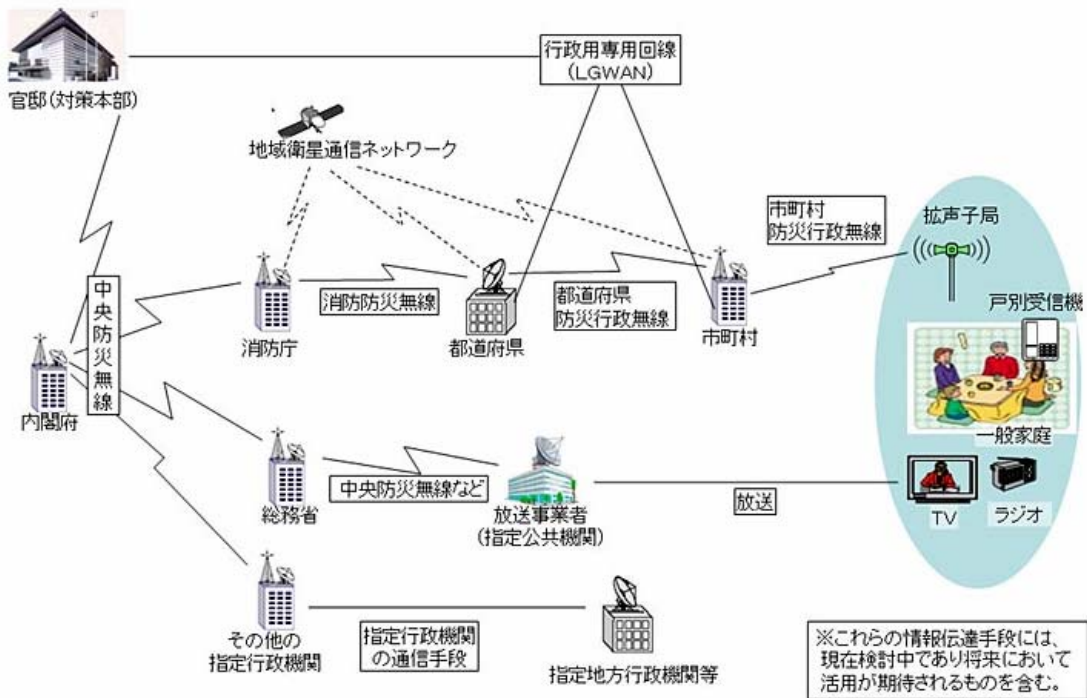
## IV 警報及び避難の指示の通知等

### 1 警報の通知，伝達

#### (1) 受信

武力攻撃事態等と認定された場合，消防庁から県を通じて警報の通知がある。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための国からの主な情報伝達手段のイメージ】



内閣官房「国民保護ポータルサイト」より

<内 容>

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ 市民等に周知させるべき事項

#### (2) 通知，伝達

県より警報の内容の通知を受けた場合，市民に対し直ちに次の要領で行う。

- ① 市が「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合は，以下とする。

- ・ 同報系防災行政無線により，国が定めたサイレンを最大音量で鳴らす。
- ・ その後，武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 市が「武力攻撃が迫り，又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれていない場合は，以下とする。

- ・同報系防災行政無線により、国が定めたサイレンは、市長が特に必要と認める以外は使用しない。
- ・同報系防災行政無線や市ホームページなどの手段により周知を図る。

なお、各部等は、次に示す関係機関等に、電話、ファックス、電子メール、同報系防災行政無線、広報車などあらゆる手段を使用し通知する。また、通知の確認を行うものとする。

- ① 庁舎内、市出張所、執行機関等（庁内一斉放送）
- ② 消防団（総務部）
- ③ 自主防災組織、行政区、自治会（総務部）
- ④ 大学、関係機関（企画財務部）
- ⑤ 社会福祉協議会、保育所、病院、医師会等（健康福祉部）
- ⑥ 農業協同組合、農業公社、商工会（環境生活部）
- ⑦ 建設業組合等（都市整備部）
- ⑧ 銀行、信用金庫（会計課）
- ⑨ 幼稚園、学校、文化振興事業団（教育委員会）
- ⑩ 議会、議員（市議会事務局）
- ⑪ 監査委員（監査委員事務局）
- ⑫ 農業委員会委員（農業委員会事務局）

### （3）広報

広報班は、市ホームページ、同報系防災行政無線、広報車などあらゆる手段を使用し、市民に周知する。

以下の点について注意しながら呼びかける。

- ① 対外広報を行う際には、不確実な情報にまどわされず落ち着いて行動するように呼びかける。
- ② 外国人への周知のため、広報はやさしい日本語及び複数の外国語で行う。

## 2 避難措置の指示の通知、避難の指示

### （1）避難措置の指示

武力攻撃事態と認定された場合、県を通じ消防庁から以下の指示がある。

<内容>

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域、避難経路地域）
- ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要

この場合、市が要避難地域などの指定の有無により以下のように対応が異なる。

- ① 要避難地域があり、かつ、避難先地域がある場合

- ・市が要避難地域の場合は、市民に対する避難の指示を行う。

- ・市が要避難地域以外の場合は、避難施設の開設や救援の準備等、避難市民の受入れのための措置の準備を行う。

② 要避難地域もなく、避難先地域もない場合

- ・警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関等に伝達する。

**(2) 避難の指示決定**

市は、避難措置が必要と県が判断したとき、次の内容の指示を受け市民に周知する。

- ① 主要な避難の経路
- ② 避難のための交通手段、避難の方法
- ③ 避難先地域における避難施設

決定するにあたって、県は、市、消防、警察と協議し、避難市民の避難場所、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を決定する。

この決定には、以下の事項の確認が重要となる。この際、市においては、関係資料をできる限り日常から用意しておくものとする。

- ① 要避難地域に該当する地域ごとの避難市民数の把握
- ② 避難のための運送手段の調整
- ③ 主要な避難経路や交通規制の調整
- ④ 区域内外の避難施設の状況の確認
- ⑤ 国による支援の確認
- ⑥ 県との役割分担の確認
- ⑦ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

**(3) 市民に対する避難の指示**

県の避難指示の内容は、以下のとおりとなる。

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域。市民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段、避難の方法
- ⑥ 避難先地域における避難施設

**(4) 避難先に対する通知、伝達**

市は、市民の避難に際し、避難先となる機関に対しあらゆる手段を用いて連絡するものとする。



- ① 避難先地域を管轄する市町村長，消防（受信確認をする。）
- ② 放送事業者である指定地方公共機関
- ③ その他の指定地方公共機関
- ④ その他の市町村
- ⑤ 県の関係機関等
- ⑥ 関係する指定公共機関
- ⑦ その他の関係機関

#### （５）退避の指示

基本的に市民の退避の指示は市及び消防が行うこととなるが，市，消防が直接攻撃を受け機能していない場合などで緊急の必要があると認めるときは県がかわって指示を行うことができる。

また，警察も，市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは，必要と認める地域の市民に対し，退避の指示をすることができる。

退避の指示については，県の指示に基づき次の措置を行う。

- ① 退避の指示の市民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし，退避の必要がなくなったときは，広報車，立看板等市民が十分に把握できる方法でその旨を公表
- ② 退避の指示をした場合は，退避を要する地域を管轄する市長，その他関係機関に速やかに通知

#### （６）警戒区域の設定

基本的に警戒区域の設定は市及び消防が行うこととなるが，市，消防が直接攻撃を受け機能していない場合などで緊急の必要があると認めるときは県がかわって立入りの制限，禁止又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

また，警察も，市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは，必要と認める地域の市民に対し，退避の指示をすることができる。

退避の指示については，県の指示に基づき次の措置を行う。

- ① ロープ，標示板等で区域を明示
- ② 設定時，変更，解除時は，広報車等を活用し，市民に広報，周知
- ③ 警戒区域内に，市職員を配置し，車両及び市民が立ち入らないように必要な措置

#### （７）応急公用負担

災害対処のため緊急の必要がある場合には，法第113条第1項及び第5項により市長は他人の土地建物などを一時使用，土石，材木等の収用などの措置ができる。

ただし，損失発生時には損失補償を行わなければならない。

## V 使用物質別現地連携対応

### 1 放射性物質が使用された場合

#### (1) 対象とする事態

放射性物質が使用された事案として想定される事態は、鉄道、主要道路等交通の拠点施設及び車両等、大規模集客施設、放射性物質取扱機関のような施設等における放射性物質テロ等の発生である。

#### (2) 事案発生原因が不明時の対応上の留意点

事案の発生原因が不明の場合には、「龍ヶ崎市地域防災計画（特殊災害対策）」に基づく速やかな対応も視野に入れておくものとする。

#### (3) 市の主な役割分担

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる者に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。主な役割は以下のとおりである。

- ① 情報収集、情報提供
- ② 市民相談、広報
- ③ 立入禁止区域等の設定
- ④ 遺体等の収容措置
- ⑤ 避難誘導

#### (4) 現地調整所での連絡調整

市は、県とともに、現地に到着した消防、警察等が設置する現地指揮本部間の総合調整を行うため、必要に応じて現地調整所を設置する。

### 2 生物剤が使用された場合

#### (1) 対象とする事態

生物剤が使用された事案として想定される事態は、既に根絶された天然痘の患者や不審な状況で同時多発的に感染症患者の発生、鉄道等交通の拠点施設及び車両並びに大規模集客施設等での不審物又は郵便物等から生物テロに用いられる可能性の高い病原体、毒素の検出のような生物テロ等の発生である。

#### (2) 事案発生原因が不明時の対応上の留意点

事案の発生原因が不明の場合には、「龍ヶ崎市地域防災計画（特殊災害対策）」に基づく速やかな対応も視野に入れておくものとする。

#### (3) 市の主な役割分担

市は、措置に当たる者に防護服を着用させるとともに、汚染原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、消防、警察と連携して、保健所による消

毒等の措置を行う。主な役割は以下のとおりである。

- ① 情報収集，情報提供
- ② 除染（消毒）
- ③ 市民相談，広報
- ④ 立入禁止区域等の設定
- ⑤ 避難誘導

#### （４）現地調整所での連絡調整

市は，県とともに，現地に到着した消防，警察等が設置する現地指揮本部間の総合調整を行うため，必要に応じて現地調整所を設置する。

### 3 化学剤が使用された場合

#### （１）対象とする事態

化学剤が使用された事案として想定される事態は，鉄道，主要道路等交通の拠点施設及び車両等又は大規模集客施設等における化学テロ等の発生である。

#### （２）事案発生原因が不明時の対応上の留意点

事案の発生原因が不明の場合には，「龍ヶ崎市地域防災計画（特殊災害対策）」等に基づく速やかな対応も視野に入れておくものとする。

#### （３）市の主な役割分担

市は，措置に当たる者に防護服を着用させるとともに，原因物質の特定，汚染地域の範囲の特定，被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。主な役割は以下のとおりである。

- ① 情報収集，情報提供
- ② 市民相談
- ③ 遺体等の収容措置
- ④ 避難誘導

#### （４）現地調整所での連絡調整

市は，県とともに，現地に到着した消防，警察等が設置する現地指揮本部間の総合調整を行うため，必要に応じて現地調整所を設置する。

### 4 大規模集客施設等に対する攻撃の場合

避難誘導は，事態の規模，状況に応じて次のとおり行う。

#### （１）学校，事業所等における避難誘導

学校，幼稚園，保育園，事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は，原則として施設防火管理者及び管理責任者等が行う。

なお，学校や幼稚園等の管理者は，児童，生徒，園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は，教職員が引率して集団で避難させ，その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど，あらかじめ対策を

講ずるように努めるとされている（法第 65 条）。

(2) 交通機関等における避難誘導

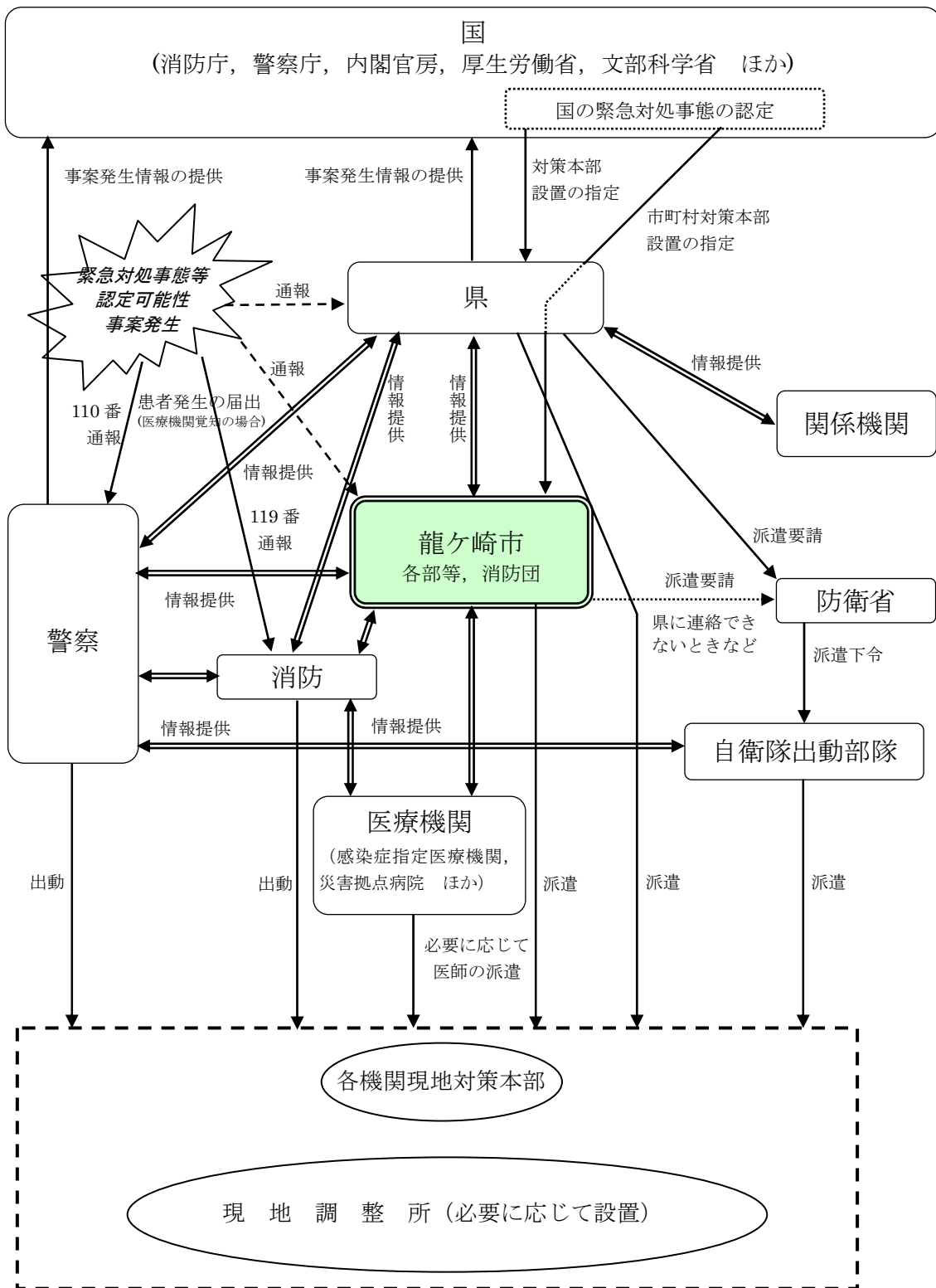
交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた業務計画、防災計画、避難計画に基づき実施する。

(3) その他、市民の避難誘導

その他、市民の避難誘導は、現場にいる市職員、消防、警察、自主防災組織等が行い、県職員も支援する。

災害時要援護者の避難は、原則として、自主防災組織、行政区、自治会等の協力を得ながら行う。

### 組織連携のイメージ





# 避難実施要領





# I 総則

## 1 目的

この要領は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を実施するために必要な要領を記載したもので、「緊急対処事態及び武力攻撃事態市民避難誘導マニュアル」と一体として使用されるものである。

## 2 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素など

用語	定義
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌，真菌，動植物が作り出す毒素で，天然痘，炭疽，ペスト，ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で，サリン，マスタード類，ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。）</li> <li>・爆発物として機能するように作られていなくても，内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの</li> </ul>
指定行政機関	国の中央行政機関のうち，武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第 1 条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）」を示す。
市民	龍ヶ崎市に居住又は通勤，通学する人，商用，外国人，観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また，何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び龍ヶ崎消防署の署員並びに龍ヶ崎市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び龍ヶ崎警察署の署員を示す。
災害時要援護者	高齢者や障がい者等自ら避難が困難な人を示す。

## II 各種事態に対応する避難実施要領モデル

### 1 市において想定される攻撃

龍ヶ崎市の地域特性などから、市内において起こりうる攻撃は、弾道ミサイルによる攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ並びに航空機等による着上陸と想定される。

### 2 想定される攻撃の種類等

想定される攻撃パターンは、以下のとおりである。

- (1) 比較的時間に余裕がある場合
- (2) 突発的な攻撃の場合
- (3) 化学剤を用いた攻撃の場合
- (4) 大規模集客施設等に対する攻撃

想定される攻撃の種類は、以下のとおりである。

- (1) 弾道ミサイル攻撃
- (2) ゲリラ、特殊部隊の攻撃又はテロ
- (3) 着上陸侵攻
- (4) 航空攻撃

### 3 基本例

#### 避難実施要領（案）

龍ヶ崎市長  
○月○日○時現在

#### 1 避難の経路，避難の手段その他避難の方法

本市における市民の避難は，次の方法で行うものとする。

- (1) 本市のA 1 地区の市民は，B 市のB 1 地区にあるB 市立B 1 高校体育館を避難先として，○日○時を目途に市民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス，鉄道，その他）

バスの場合：本市A 1 地区の市民は，市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際，○日○時を目途に，できるだけ自主防災組織，行政区，自治会，事業所等の単位で行動すること

集合後は，○○バス会社の用意したバスにより，国道○○号線を利用して，B 市立B 1 高校体育館に避難する。

鉄道の場合：本市A 1 地区の市民は，○○鉄道△△線AA 駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に，できるだけ自主防災組織，行政区，自治会，事業所等の単位で行動し，AA 駅までの経路としては，できるだけ国道○○号線又はAA 通りを使用すること

集合後は，○日○時○分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。B 市B 1 駅到着後は，B 市職員及び本市職員の誘導に従って，主に徒歩でB 市立B 1 高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 本市A 2 地区の市民は，B 市B 2 地区にあるB 市立B 2 中学校を避難先として，○日○時○分を目途に市民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

#### 2 避難市民の誘導の実施方法

##### (1) 職員の役割分担

避難市民の避難誘導が円滑に行えるように，以下に示す役割を担当する者及びその責任者等について，市職員等の割り振りを行う。

- ・ 市民への周知
- ・ 避難誘導
- ・ 市対策本部
- ・ 現地連絡
- ・ 避難所運営
- ・ 水，食料等支援

##### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後，速やかに，避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間に余裕がある場合は，各世帯に声をかける。）。

- (3) 高齢者，障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導  
誘導に当たっては，災害時要援護者等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織、行政区、自治会等地域市民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を使用する。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

龍ヶ崎市対策本部 担当 ○○ ○○

TEL 0297-64-○○○○ (内線○○○○)

FAX 0297-64-○○○○

・・・以下略・・・

### Ⅲ 緊急対処事態における避難

ここでは、以下の事例ごとに、避難措置の指示、避難の指示、避難誘導の支援など、市民の避難に関し、関係機関等の役割、連携等について詳述する。

#### 1 比較的時間に余裕がある場合

##### (1) 避難措置の指示

緊急対処事態と認定された場合、県を通じ消防庁から以下の指示がある。

<内容>

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）        |
| ② 市民の避難先となる地域（避難先地域、避難経路地域） |
| ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要           |

この場合、市が要避難地域などの指定の有無により以下のように対応が異なる。

##### ① 要避難地域があり、かつ、避難先地域がある場合

- |   |
|---|
| ・市が要避難地域の場合は、市民に対する避難の指示を行う。                        |
| ・市が要避難地域以外の場合は、避難施設の開設や救援の準備等、避難市民の受入れのための措置の準備を行う。 |

##### ② 要避難地域もなく、避難先地域もない場合

- |                               |
|-------------------------------|
| ・警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関等に伝達する。 |
|-------------------------------|

##### (2) 避難の指示決定

避難措置が必要と県が判断したとき、市は次の内容の指示を受け市民に周知する。

- |                    |
|--------------------|
| ① 主要な避難の経路         |
| ② 避難のための交通手段、避難の方法 |
| ③ 避難先地域における避難施設    |

決定するにあたって、県は、市、消防、警察と協議し、避難市民の避難場所、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を決定する。

この決定には、以下の事項の確認が重要となる。この際、市においては、関係資料等をできる限り日常から用意しておくものとする。

- |                           |
|---------------------------|
| ① 要避難地域に該当する地域ごとの避難市民数の把握 |
| ② 避難のための運送手段の調整           |
| ③ 主要な避難経路や交通規制の調整         |
| ④ 区域内外の避難施設の状況の確認         |
| ⑤ 国による支援の確認               |
| ⑥ 県との役割分担の確認              |
| ⑦ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整     |

### (3) 市民に対する避難の指示

県の避難指示の内容は、以下のとおりとなる。

- ① 市民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 市民の避難先となる地域（避難先地域。市民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関等が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段、避難の方法
- ⑥ 避難先地域における避難施設

市は、起きた事態に対処した状況（その事態、場所、位置、対処する内容等）にあわせ、避難実施要領の必要事項を追加・修正し、直ちに市民の避難を実施するものとする。

- ① 避難の経路、避難の手段、避難の方法に関する事項
- ② 避難市民の誘導の実施方法、避難市民の誘導に係る関係職員の配置、避難市民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

### (4) 避難の指示の例

龍ヶ崎市長

○年○月○日○時現在

- 1 本市においてテロリストによる攻撃があり、国の対策本部長から、警報の発令とA地区、B地区及びC地区を要避難地域とする避難措置の指示がありました。  
テロリストによる攻撃があったのは、A地区の甲駅です。現在、テロリストはB地区及びその周辺に潜伏中の模様であり、今後も攻撃の可能性があります。

#### (屋内避難の例)

- 2 B地区の市民の方は、外出による移動には危険を伴いますので、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難してください。

#### (移動を伴う避難の例)

- 3 A地区の市民の方は、市職員の誘導に従い、次による方法で避難してください。
  - (1) A地区の市民は、L市L地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
    - ・ 運送手段及び避難経路
    - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
    - 〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成 〇便の予定）
    - ※○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
  - (2) B地区の市民は、市内M地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始する

こと（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・搬送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にB地区公民館に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

## （５）避難実施要領の例

龍ヶ崎市長

〇月〇日〇時現在

### 1 事態の状況，避難の必要性

対策本部長は、龍ヶ崎市においてテロリストによる攻撃があり、さらに逃走したテロリストによる攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

（対処基本方針，警報，避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

- ・要避難地域及び避難市民の誘導の実施単位は、避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織、行政区、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ・具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。
- ・警報で定められる法第 44 条第 2 項第 2 号の地域（武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域）の設定状況に留意する。

### 2 避難誘導の方法

#### （１）避難誘導の全般的方針

市は、A、B、C地区市民約〇名を本日〇時〇分を目途に各地区の一時避難施設であるA、B、C地区公民館に集合させた後、本日〇時〇分以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市〇〇小学校へ避難させる。

この際、地区公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場においては、警察機関や自衛隊からの情報や助言により、避難の方法については、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変化し避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更した場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

#### （２）市の体制，職員派遣

##### ① 市対策本部の設置

県を通じて通知される内閣総理大臣の指定に基づき市長が設置する（本部長は市長）。

##### ② 市職員の現地派遣

市職員各〇名をA、B、C地区公民館避難先の〇〇市〇〇小学校に派遣す



る。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣する。

③ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

また、関係機関の協力を得て、緊急通行車両を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分を害した者への対応、給水等を行う。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

④ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるように、関係機関等の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるように現地調整所を設ける。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関等の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

① 避難市民数、一時避難施設、輸送力の配分

ア A地区

約〇名、A地区公民館、市保有車両〇台 〇〇バス〇台

イ B地区

約〇名、B地区公民館、〇〇バス〇台 大型バス〇台

ウ C地区

約〇名、C地区公民館、〇〇バス〇台 大型バス〇台

エ その他

② 輸送開始時期、場所

〇〇日〇時〇分、A、B、C地区公民館

③ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号線及び〇〇号線を使用）

- ・バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- ・避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決定する。

(4) 避難実施要領の市民への伝達

① 市職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の市民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、市職員は、避難実施要領についてA、B、C地区の自主防災組織のリーダー、行政区長、自治会長及び当該区域を管轄する消防団長、

警察等にファクス等を送信し、市民への伝達を依頼する。

- ③ 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会の職員、民生委員、保健福祉等施設職員、障がい者団体等への伝達を行う。
- ④ 近隣市民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ⑤ テレビ、ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。
- ⑥ 災害時要援護者については、一般の市民より避難に時間を要することから、避難支援プランに沿って、特に迅速な伝達を心がける。
- ⑦ 外国人に対しては、やさしい日本語及び多言語での情報提供を行うとともに、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な者を窓口として配置する。

#### (5) 一時避難場所への移動

- ① 一時避難場所への市民の避難は、災害時要援護者以外の市民については、徒歩により行うこととする。  
自家用車については、災害時要援護者以外の市民については、使用しないように周知する。
- ② 消防団は、自主防災組織、行政区、自治会等の協力を得て市民の誘導を行う。
- ③ 災害時要援護者の避難  
市は、災害時要援護者の避難を適切に行えるように「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。  
ア ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。  
イ △△福祉老人施設入居者○名の避難は、市福祉事務所が対応する。  
ウ その他介護を必要とする人の避難は、自家用車等を使用できることとする。

#### (6) 避難の完了

- ア 市職員、消防署員、消防団員は、市民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、本人の特別な理由がない限り、避難を行うように説得を行う。
- イ 避難誘導は、○時○分をもって終了する。

#### (7) 誘導に際しての留意点や心得

- ① 市民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に、はっきりとした態度を保つこと。
- ② 市職員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパ

ニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

- ④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### (8) 市民に周知する留意事項

- ① 市民に対して近隣の市民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うように促す。
- ② 消防団，自主防災組織，行政区，自治会等の地域のリーダーは、はっきりとした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ③ 市民の携行品は金銭，貴重品，パスポートや運転免許証等の身分証明書以外は最小限の着替えや日用品のみにするように促す。
- ④ 留守宅の戸締まりをするように促す。
- ⑤ 服装や携行品等から不審者を見た場合には、市長，消防，警察に通報するように促す。

#### (9) 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害を生じさせないように、国の現地対策本部や県からの情報，市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関等の現場での情報共有，活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市職員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

### 3 連絡，調整先

- ア バスの運行は、県生活環境部危機管理室及び警察と調整して行う。
- イ 対策本部設置場所：龍ヶ崎市役所
- ウ 現地調整所設置場所：〇〇

### 4 避難市民の受入，救援活動の支援

避難先は、〇〇市，〇〇小学校及び〇〇地区公民館とする。

当該施設に対して、市職員を派遣して、避難市民の登録や安否確認を行うとともに、食料，飲料水等の支給を行う。

その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

## 2 突発的な攻撃の場合

突発的な事案の発生時には、事案発生当初の数分間においては、市民一人ひとりの危険回避の行動が被害最小化のために不可欠であり、おおむね次の対応を基本とする。

- (1) 避難措置の指示……………「1 比較的時間に余裕がある場合」を参照
- (2) 避難の指示決定…………… //
- (3) 市民に対する避難の指示…… //
- (4) 避難の指示の例

龍ヶ崎市長  
○年○月○日○時現在

1 本市において○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、テロリストの抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にあります。

国の対策本部長から、○時に、○地区を要避難地域とする避難措置の指示がありました。

2 ○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続してください。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

注：警報で定められる法第 44 条第 2 項第 2 号の地域（武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域）の設定状況に留意する。

### (5) 避難実施要領の例

龍ヶ崎市長  
○年○月○日○時現在

#### 1 事態の状況

○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、テロリストの抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある（○日○時現在）。

#### 2 避難誘導の全般的方針

- (1) ○地区に所在する市民に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるように、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) テロリストの行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合には、外で移動するよりも屋内に留まるほうが不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断し、屋内に一時的に退避させる。
- (3) テロリストによる攻撃が、当該地域において一時又は最終的に終息した場合には警察や自衛隊と連絡調整の上、速やかに地域外に避難させる。
- (4) その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官や

自衛官からの情報をもとに、屋内避難又は移動による避難を決定する。  
(5) 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

### 3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、災害時要援護者以外の市民は徒歩により避難する。災害時要援護者は・・・，

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

### 4 負傷者への対応

(1) 市民に死亡、負傷が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による負傷の場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、専門的な装備を有する他機関に、汚染地域からの搬送を要請する。

(2) また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

注： DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

### 5 安全の確保

(1) 誘導を行う市職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

(2) 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

(3) 誘導を行う市職員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

### 3 化学剤を用いた攻撃の場合

- (1) 避難措置の指示……………「1 比較的時間に余裕がある場合」を参照
- (2) 避難の指示決定……………〃
- (3) 市民に対する避難の指示……〃
- (4) 避難の指示の例

龍ヶ崎市長  
○年○月○日○時現在

1 本市○○地域において○○日○時○分に発生した爆発について、テロリストによる化学剤（○○剤と推定される。）を用いた攻撃がありました。

国の対策本部長から、警報の発令と、爆発地区周辺の本市○○○○の地域及びその風下となる本市○○○○の地域を要避難地域として、屋内へ避難するように避難措置の指示がありました。

2 爆発周辺の地域について直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる本市○○○○の市民は、屋内への避難を行ってください。

(対処基本方針，警報，避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

#### (5) 避難実施要領の例

龍ヶ崎市長  
○月○日○時現在

#### 1 事態の状況，避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の本市○○○○の地域及びその風下となる本市○○○○の地域を要避難地域として、屋内へ避難するように避難措置の指示を行った……。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

① 要避難地域の市民約○名について、特に、爆発周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる本市○○○○の市民は、屋内への避難を行うように指示をする。

② 当該エリア内の市民に対しては、市庁舎等の放送設備，広報車，同報系防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防に伝達をさせる。

また、NBC防護機器を有する警察，国民保護等派遣された自衛隊による屋内避難の伝達を要請する。

## (2) 市における体制，職員派遣

### ① 市対策本部の設置

県を通じて通知される内閣総理大臣の指定に基づき市長が設置する（本部長は市長）。

### ② 市職員の現地派遣

市職員〇名を，爆発地区周辺に派遣し，現地での調整に当たらせる。また，現地で活動する警察，消防，自衛隊と共に現地調整所を立ち上げ，情報共有，連絡調整に当たらせる。

### ③ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には，市職員を連絡員として派遣して，活動調整や情報収集に当たらせる。

## (3) 避難実施要領の市民への伝達

① 市職員は，同報系防災行政無線を用いて，対象地域の市民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際，防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し，避難実施要領について，要避難地域に所在する自主防災組織，行政区，自治会及び当該区域を管轄する消防団，警察等にファクス等を送付し，市民への電話等による伝達を依頼する。

③ 災害時要援護者等の事前登録者，避難支援者，社会福祉協議会の職員，民生委員，保健福祉等施設職員，障がい者団体等への伝達を行う。

④ テレビ，ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。

## (4) 避難所の開設等

① 〇〇地区公民館を臨時避難所として開設し，関係機関等及び要避難地域所在の市民に伝達する。また，県と調整して，当該避難所における，専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

② 市は，被災者の把握を行い，その状況に応じて，避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また，専門医や医薬品の確保のため，県，医療機関と調整を行う。

③ 避難所における重度の傷病者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに，受入先となる医療機関について，県と調整して，専門医療機関における受入れの調整を行う。

## (5) 誘導に際しての留意点や心得

① 市民は，恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため，市職員は，冷静沈着に，はっきりとした態度を保つこと。

② 市職員は，防災活動服や腕章等により，誘導員であることの立場や役割を明確にし，その活動に理解を求めること。

- ③ 市職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### (6) 市民に周知する留意事項

- ① 市民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するように促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するように促す。
- ② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニールで密閉するとともに、手、顔、体を水と石けんでよく洗うように促す。
- ③ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるように促す。

#### (7) 安全の確保

二次被害を生じさせることがないように、国及び県の現地対策本部からの情報、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、市職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

#### 4 連絡、調整先

- (1) 対策本部設置場所：龍ヶ崎市役所
- (2) 現地調整所設置場所：〇〇



## 4 大規模集客施設等に対する攻撃の場合

避難誘導は、事態の規模、状況に応じて次のとおり行う。

### (1) 学校、事業所等における避難誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設防火管理者及び管理責任者等が行う。

なお、学校や幼稚園等の管理者は、児童、生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるように努めるとされている（法第 65 条）。

### (2) 交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた業務計画、防災計画、避難計画に基づき実施する。

### (3) その他、市民の避難誘導

その他、市民の避難誘導は、現場にいる市職員、消防、警察、自主防災組織等が行い、県職員も支援する。

災害時要援護者の避難は、原則として、自主防災組織、行政区、自治会等の協力を得ながら行う。

## IV 武力攻撃事態の類型に応じた避難

### 1 弾道ミサイルによる攻撃の場合

#### (1) 屋内避難が基本

弾道ミサイル攻撃においては、弾道ミサイル発射に伴う警報の発令とともに、市民は屋内に避難することが基本である。

事実上、ミサイル発射時において「避難誘導」ということは想定されない。

警報の発令とともに、できるだけ近くのコンクリート造り等の施設や建築物の地階等に避難することとなる。

(2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、ミサイル発射時に迅速に個人が対応できるように、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

(弾道ミサイルによる攻撃の場合の措置の流れ)

(1) 個別のミサイル発射に伴い、対策本部長が警報を発令

(2) ミサイル発射の兆候を受け、対策本部長は、原則、事前に包括的な警報の発令、避難措置を指示

注：弾道ミサイルについては、発射の徴候を事前に把握した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、我が国に弾道ミサイルを発射しようとする国（又は組織）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地域は変わってくる。その意味では、全ての市町村に攻撃の可能性があり得るものとし、対応を考える必要がある。

(1) 避難措置の指示……………「1 比較的時間に余裕がある場合」を参照

(2) 避難の指示決定…………… //

(3) 市民に対する避難の指示…………… //

(4) 避難の指示の例

龍ヶ崎市長

○年○月○日○時

(着弾前)

① 弾道ミサイルによる攻撃の警報の発令及び避難措置の指示がありました。

市民の方は速やかに屋内（特に建物の中心部）に避難してください。

また、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの施設や建築物の地階に避難してください。

② 次の避難措置の指示（又は避難指示の解除）があるまで、屋内にとどまるとともに、テレビ、ラジオなどにより情報の収集に努めてください。

(着弾後)

- ① ○○市○○地区に着弾しました。弾頭の種類や被害の状況は現在のところ不明であり、屋内から屋外に出ることは危険です。
- ② 2次攻撃の可能性がありますので、次の避難措置の指示（又は避難の指示の解除）があるまで、屋内にとどまるとともに、テレビ、ラジオなどにより情報の収集に努めてください。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

#### (5) 避難実施要領の例

龍ヶ崎市長

○月○日○時現在

##### ① 事態の状況、避難の必要性

- ・対策本部長は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるように、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。
- ・このため、ミサイルが発射された場合において市民が迅速に対応できるように、市民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に市民がとるべき行動について周知する。
- ・また、知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

##### ② 避難誘導の方法

- ・弾道ミサイルが発射された場合には、対策本部長から警報の発令が行われることから、市職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、同報系防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし市民に警報の発令を周知させること。

- ・ミサイル発射に伴う警報発令時には、市民は近隣の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断されようように周知する。）。
- ・車両内に在る市民に対しては、警報発令時には、車両を道路の外の場所に止めるように周知徹底する（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法に止めるように周知する。）。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかのものかげに留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当

該現場から離れるように周知する。

- ・市民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくように周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するように周知する。

- ・市民が、近所でミサイルの着弾音等と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防又は警察に連絡するように周知する。

- ・着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴う。
- ・したがって、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ・ミサイル着弾地の周辺には、一般の市民は、興味本位で近づかないように周知すること。

### ③ その他の留意点

- ・特に、災害時要援護者においては、迅速な屋内避難が行えるように、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるように、災害時要援護者の「避難支援プラン」に沿ってあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・市民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるように、所管の部等から大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

緊急対処事態の場合と同様の対応をとる。

## 3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時に、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

## 4 航空攻撃の場合

- (1) 急襲的に航空攻撃が行われる場合  
弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとる。
- (2) 大規模な着上陸侵攻の前提となる反復した航空機攻撃が行われる場合  
着上陸侵攻の場合と同様の対応をとる。



武力攻撃事態及び緊急対処事態  
市民避難誘導マニュアル





# I 総則

## 1 目的

本マニュアルは、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な市の初動対応をに基づき、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめることを目的として定めたものである。

## 2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「龍ヶ崎市国民保護計画」（以下「計画」という。）における平素からの備えとしての対処マニュアルとして活用するものである。

## 3 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

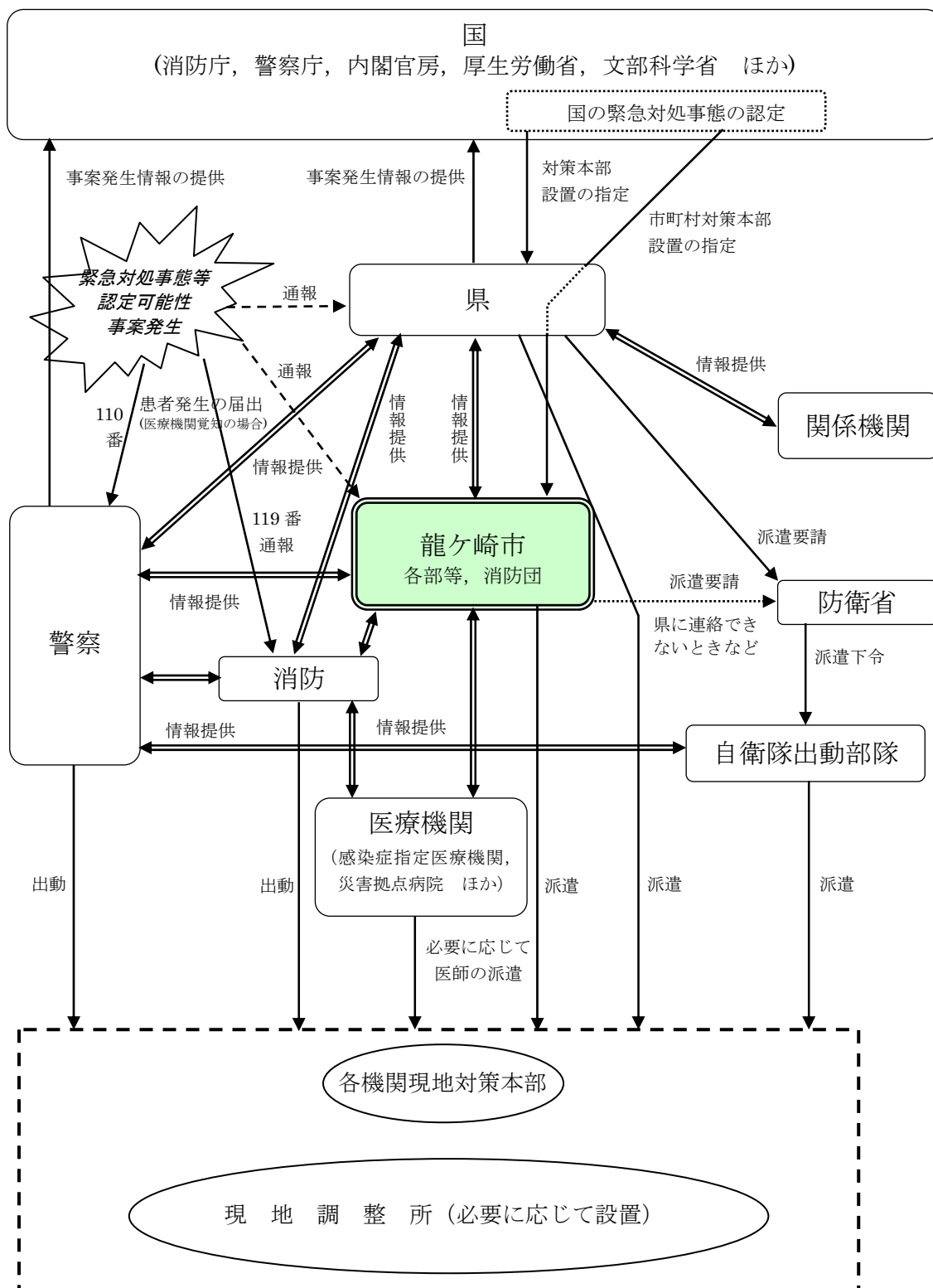
用語	定義
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
放射性物質	核燃料物質，放射性同位元素など
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌，真菌，動植物が作り出す毒素で，天然痘，炭疽，ペスト，ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で，サリン，マスタード類，ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。）</li> <li>・爆発物として機能するように作られていなくても，内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの</li> </ul>
指定行政機関	国の中央行政機関のうち，武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第 1 条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）」を示す。
市民	龍ヶ崎市に居住又は通勤，通学する人，商用，外国人，観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また，何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び龍ヶ崎消防署の署員並びに龍ヶ崎市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び竜ヶ崎警察署の署員を示す。
災害時要援護者	高齢者や障がい者等自ら避難が困難な人を示す。

#### 4 避難における市及び関係機関等の役割

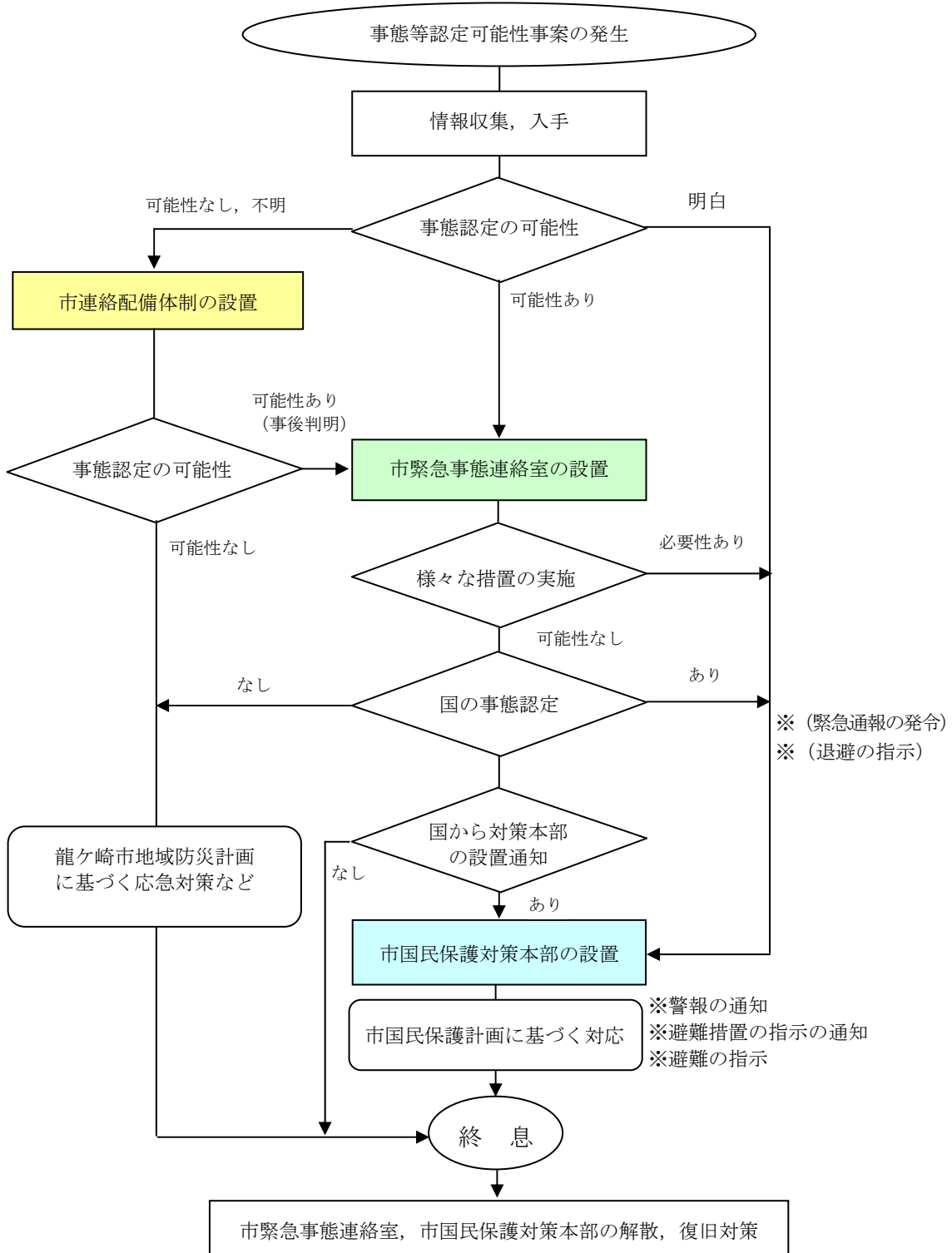
機関名	主 な 役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営</li> <li>○警報の伝達</li> <li>○避難実施要領の策定</li> <li>○避難指示の周知</li> <li>○避難市民の誘導</li> <li>○被災市民の救援に関する協力</li> <li>○消火及び被災者の救助，救急</li> <li>○避難所の運営に関する協力</li> <li>○安否情報の収集，提供</li> <li>○緊急通報の周知，退避の指示，警戒区域の設定</li> <li>○避難市民の復帰に関する誘導</li> <li>○災害復旧の実施</li> </ul>
消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難市民の誘導</li> <li>○被災市民の救援に関する協力</li> <li>○消火及び被災者の救助，救急</li> <li>○避難所の運営に関する協力</li> <li>○安否情報の収集，提供</li> <li>○緊急通報の周知，退避の指示</li> <li>○避難市民の復帰に関する誘導</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報の通知，伝達</li> <li>○避難の指示に関する調整</li> <li>○避難に関する方針の策定</li> <li>○市民に対する避難の指示，避難市民の誘導に関する支援</li> <li>○現地对策本部の設置，運営</li> <li>○県の区域を越える市民の避難の場合における協議</li> <li>○輸送手段の確保に関する調整</li> <li>○「特定公共施設等の利用に関する法律」に基づき，国が策定する利用指針に関する調整</li> <li>○被災者等の救援</li> <li>○避難所の運営，調整</li> <li>○安否情報の収集，提供</li> <li>○自衛隊に対する国民保護等派遣の要請</li> <li>○緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定</li> <li>○保健衛生の確保</li> <li>○被災情報の収集</li> <li>○避難市民の復帰に関する調整</li> <li>○災害復旧の実施</li> </ul>
県の出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県国民保護対策本部の事務の分掌</li> <li>○市町村の国民保護措置の実施の支援</li> </ul>

機関名	主 な 役 割
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>○避難市民の誘導，秩序の維持及び安全の確保</li> <li>○交通規制の実施</li> <li>○緊急対処事態の災害時の警備</li> <li>○立入禁止区域等の設定</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民保護等派遣による活動の実施</li> </ul>
指定公共機関， 指定地方公共機 関(運送事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難市民の搬送</li> <li>○市又は県の要請に応じ，避難市民の搬送</li> </ul>

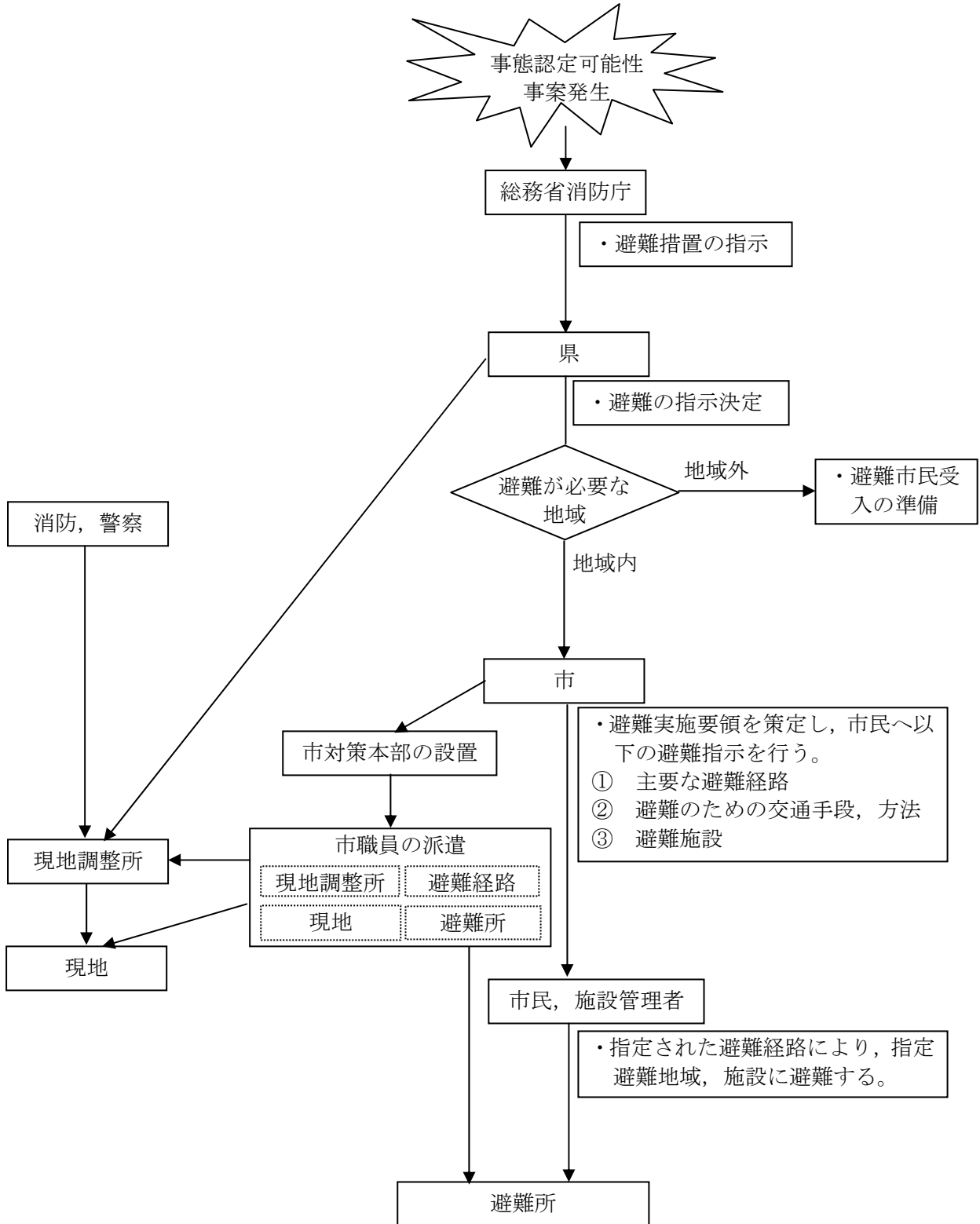
## II 組織連携のイメージ



### Ⅲ 事態対応フロー



#### IV 事態発生時における避難及び対処のフロー



## V 事態と避難実施要領の比較

各事態におけるそれぞれの措置と避難実施要領の比較は、以下のとおりであり、各対応の詳細は「避難実施要領」による。

区 分		避難措置の指示	避難の指示決定	市民に対する避難の指示	避難の指示の例	避難実施要領の例
緊急対処事態	比較的時間に余裕がある場合	6	6	7	7	8
	突発的な攻撃の場合	6	6	7	1 2	1 2
	化学剤を用いた攻撃の場合	6	6	7	1 4	1 4
	大規模集客施設等に対する攻撃の場合	—	—	(避難誘導) 1 7	—	—
武力攻撃事態	弾道ミサイルによる攻撃の場合	6	6	7	1 8	1 9
	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	※緊急対処事態の場合と同様の対応をとる。				
	着上陸侵攻の場合	※事態において国から示される指示による。				
	航空攻撃の場合（急襲的に航空攻撃）	6	6	7	1 8	1 9

注：枠内の数値は、「避難実施要領」の各項目に該当するページを示している。